

国際交流委員会規程

(日本評価学会理事会決定)

改正

2020年9月25日

(目的)

1. 国際交流委員会は、日本が培ってきた評価の経験を活かしながら、評価に関して欧米ならびに途上国との国際的なコミュニケーションを推進することを通して、国際社会に通用する評価活動のわが国での定着と途上国の評価能力・体制強化に資することを目的とする。

(国際交流委員会)

2. 国際交流委員会は、上記の目的を達成するための活動方針を策定し、これに関連する事業を行う。
3. 国際交流委員会は、学会会員10名以内をもって組織する。
4. 国際交流委員長は、副委員長2名を指名する。
5. 国際交流委員長は年1回以上の会合を招集する。国際交流委員長は会合へのオンラインによる参加を認めることができる。

(活動方針)

6. 国際交流委員会は、その目的を達するために以下の4項目の活動を行う。
 - (1) 開発途上国におけるキャパシティ・ビルディング
 - (2) 評価方法論の学習
 - (3) 国際交流
 - (4) 学会会員および既存団体との連携

(附則)

1. この規定は、2020年10月1日より施行する。
2. 2020年11月に開催される総会までの会の運営は、なお従前の例による。